

デイサービスセンターたびこの湯 介護サービスについて（重要事項説明書）

通所介護サービスの提供にあたり、厚生省令に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

(1) 事業所の名称	デイサービスセンターたびこの湯
(2) 所在地	茨城県ひたちなか市大字田彦1390-7
(3) 電話番号	029-275-7311
(4) 管理者氏名	斉藤 直人
(5) 提供可能サービス	通所介護
(6) 介護保険事業所番号	0872100441
(7) サービス提供地域	ひたちなか市 東海村 水戸市 那珂市
(8) 利用定員	一般対応型：43名

2. 事業の目的

医療法人社団いばらき会が開設するデイサービスセンターたびこの湯（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供にあたる者が要介護状態である高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

センターの従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日
休業日	日曜日、お盆（8月13日～15日）年末年始（12月30日～1月3日）
受付時間	8：00～17：00
サービス提供時間	9：00～16：00

※ 施設及び設備の損壊・故障・気象現象、その他特別な事由がある場合はこの限りではない。

5. 事業所の職員体制等

(1) 管理者	1名
(2) 看護職員	6名（常勤 2名）
(3) 機能訓練指導員	6名（常勤 2名）
(4) 専門相談員	3名（常勤 3名）
(5) 介護職員	19名（常勤 7名、非常勤 12名）

6. サービス利用料金及び利用者負担

- (1) 介護保険給付対象サービスに対する利用料金は、別紙に記載したとおりです。サービス利用の一部が制度上の支給限度額を超える場合、その超えるサービスについては全額自己負担となります
- (2) 介護保険給付対象外サービスの場合は全額自己負担となります。
(契約者の日常生活上必要となる諸経費等)
- (3) 料金のお支払い方法は、契約書第6条により、サービス利用月の翌月末までにお支払い下さい。
- (4) 交通費：通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）
- (5) ご希望により、早朝・延長可能です。（6：00～20：00の最大12時間まで）夕食のご希望も可能です。但し、この場合はご家族の送迎となります。

7. キャンセル（契約書第7条参照）

- (1) 契約者の都合によりサービスを中止する場合には前々日までに申し出てください。前日になって申し出をされた場合キャンセル料をいただくことがあります。但し、体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- (2) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の25%
サービス利用日の当日	利用者負担金の50%

8. 緊急時の対応（契約書第15条参照）

事故発生時対応マニュアルにより対処いたします。

9. 苦情申し立て先（契約書第14条参照）

- (1) 当事業所における苦情申し立て窓口

窓口担当者	斉藤 直人（管理者）
ご利用時間	月～土曜日 午前8：00～午後5：00
連絡先	電話 029-275-7311

- (2) 行政機関その他の窓口

- ①ひたちなか市介護保険課 電話 029-273-0111
- ②茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室
電話 029-301-1565

受付時間 9：00～17：00（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日、

3日並びに12月29日から3日間は除く)

10. 非常災害対策

- 非常時の対応 : 防災マニュアルに基づき対応いたします。
- 防火管理者 : 齊藤 直人
- 防災訓練 : 年2回防災訓練を実施します。
- 防災設備 : 非常時通報装置、消火器。